

調査の概要

1 調査の目的

我が国の商業（卸売業・小売業）の実態を明らかにすることを目的としている。

2 根拠法規

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及び商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）

3 調査の期日

平成 14 年 6 月 1 日現在（前回調査 平成 11 年 7 月 1 日現在）

4 調査の範囲

日本標準産業分類による「大分類」- 卸売・小売業」に属する事業所を対象とした。
また、次の点にご注意願います。

- (1) 国及び地方公共団体が経営する商業事業所も調査対象とした。
- (2) 露店，行商，旅商，屋台，立売などの営業場所が定まらないものについては，商品の販売活動を行うための拠点となっている場所（事務所や自宅など）を事業所とみなした。
- (3) 劇場，遊園地，運動競技場内，駅の改札口内，有料道路内などの有料の施設内に設けられている事業所は対象外とした。
ただし，有料の公園，遊園地，テーマパーク内にある別経営の事業所は調査対象とした。
- (4) 休業中の事業所及び季節営業の事業所にあつては，調査日現在で従業者が事業所にいる場合は調査対象とした。

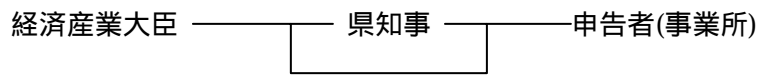
5 調査の方法及び経路

- (1) 申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式

┌ 指導員 ─┐

経済産業大臣 ─── 県知事 ─── 市町村長 ─── 調査員 ─── 申告者（事業所）

- (2) 商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し，経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



利 用 上 の 注 意

1 主な用語の説明

「事業所(商業事業所)」とは、原則として一定の場所を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(1) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売する事業所

製造業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所(代理商、仲立業)

(2) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人（個人経営の農林漁家を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

「**従業者**」とは、平成14年6月1日(又はこれに最も近い給与締切日)現在で、各事業所の業務に従事している個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者をいい、臨時雇用者、出向・派遣受入者は含まれない。

(1) 常用雇用者とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

期間を定めずに雇用されている者

1か月を超える期間を定めて雇用されている者

、 以外の雇用者のうち、平成14年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた者

(2) 臨時雇用者とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 出向・派遣受入者とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている者をいう。

(4) パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数とは、パート・アルバイト等の従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものである。

「**年間商品販売額**」とは、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

「**その他の収入額**」とは、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

「**商品手持額**」とは、平成14年3月末日現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入れ時の原価による）をいう。

「**売場面積(小売業のみ)**」とは、平成14年6月1日現在で、小売業事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいう。（ただし、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所は除く。）

「**セルフサービス方式(小売業のみ)**」とは、次の三つの条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

- (1) 商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること
- (2) 備え付けの買い物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式をとっていること
- (3) 売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式をとっていること

「大規模小売店舗」とは、店舗面積が 1000 m²以上の建物をいう。(平成 12 年 6 月 1 日施行の大規模小売店舗立地法による。)

なお、平成 11 年調査においては店舗面積が 3000 m²以上ある建物を第 1 種大規模小売店舗といい、店舗面積が 500 m²以上 3000 m²未満の建物を第 2 種大規模小売店舗としている。

2 産業分類の格付方法

(1) 一般的な産業分類の格付

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は原則として次の方法により決定する。

まず、年間商品販売額のうち、卸売業、小売業のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを定める。

次に卸売業か小売業のいずれかが決定された後、卸売業に格付けされた場合は卸売販売額、小売業に格付けされた場合は小売販売額について商品分類番号の上位 2 桁で最も多いものによって中分類業種を決める。

次にその中分類に属する商品のうち、商品分類の上位 3 桁で最も多いものによって小分類業種を決める。

さらに小分類に属する商品のうち商品分類番号の上位 4 桁で最も多いものによって細分類業種を決める。

(2) 例外的な産業分類の格付

「4911 各種商品卸売業」

卸売業の小分類番号(501)から(549)までの小分類に該当する生産財(501, 522, 523, 524), 資本財(521, 531, 532, 533, 539), 消費財(502, 511, 512, 541, 542, 549)の 3 財にわたる商品を販売していて、3 財のそれぞれの販売額が卸売販売額の 10%以上の事業所で、従業者が 100 人以上の事業所を格付ける。

「4919 その他の各種商品卸売業」

卸売業の小分類番号(501)から(549)までの小分類に該当する生産財(501, 522, 523, 524), 資本財(521, 531, 532, 533, 539), 消費財(502, 511, 512, 541, 542, 549)の 3 財にわたる商品を販売していて、3 財のそれぞれの販売額が卸売販売額の 50%に満たない事業所で、従業者が 100 人未満の事業所を格付ける。

「5511 百貨店, 総合スーパー」

衣(中分類 56), 食(同 57), 住(同 58, 59, 60)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の 10%以上 70%未満の事業所で、従業者が 50 人以上の事業所を格付ける。

「5599 その他の各種商品小売業」

衣(中分類 56), 食(同 57), 住(同 58, 59, 60)にわたる商品を小売してい

て、そのいずれも小売販売額の 50%に満たない事業所で、従業者が常時 50 人未満の事業所を格付ける。

「5711 各種食料品小売業」

「57 飲食料品小売業」の小分類 572 から 579 までのうち、3 つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の 50%に満たない事業所を格付ける。

「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、食料品を取り扱い、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が 30 m²以上 250 m²未満で、営業時間が 14 時間以上の事業所を格付ける。

「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が 90%以上ある事業所を格付け、90%に満たない事業所は、たばこ・喫煙具以外の商品の販売額によって格付ける。

「5497 代理商、仲立業」

これまで「商品販売額」、「商品手持額」のない独立行為専門の場合のみ格付けしてきたが、産業分類の一般原則に則り、卸売業に格付けられた場合に年間商品販売額と「その他の収入額の仲立手数料（割合を販売額に直したもの）」を比較して仲立手数料が多い場合も格付けする。

3 注意事項(平成 11 年調査との変更点)

- (1) 国及び地方公共団体が経営する事業所も対象とした。
- (2) 平成 11 年調査では、農業協同組合の同一構内（同一建物）に購買店舗がある場合、その商業活動を営んでいる部分のみを対象としていたが、今回の調査では、このような場合農業協同組合を、まとめて一事業所と捉え、対象事業所とはせずに対象外とした。
- (3) 自動車販売会社（ディーラー）の本社・本店等と営業所間の帳簿の振り替えをもって、本社等を一律的に卸売業として把握していたが、本社等における活動実態に即して、管理業務（総務、労務など事業収入とは直接関わりのない業務）のみを行っている場合は、対象事業所とはせずに対象外とした。
- (4) 平成 14 年調査を本調査として実施するにあたり、取り扱い商品及び年間商品販売額の調査項目を、平成 11 年調査時の「3 桁商品分類で上位 5 品目のみ把握」から「5 桁商品分類で扱い品目すべての把握」に変更した。このため、事業所の格付けに差異が生じている。
- (5) 平成 14 年調査において産業分類の改訂及び業態分類の見直しを行っている。平成 11 年調査の数値は平成 14 年調査の定義に合わせて組み替えており、平成 11 年調査公表値とは必ずしも一致しない。

4 地域区分

県北地域.....日上市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，那珂郡，久慈郡，多賀郡

県央地域.....水戸市，笠間市，東茨城郡，西茨城郡

鹿行地域.....鹿嶋市，潮来市，鹿島郡，行方郡

県南地域.....土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷郡，新治郡，筑波郡，北相馬郡

県西地域.....古河市，下館市，結城市，下妻市，水海道市，岩井市，真壁郡，結城郡，猿島郡

5 統計表

(1) 統計表中の記号

「 - 」.....該当しないもの又は調査していないもの

「 0.0 」...単位未満のもの

「 」...減少したもの

「 X 」.....事業所数が 1 又は 2 の事業所の数値で，そのまま掲載すると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため，秘匿したもの。

また，3 以上の事業所に関する数値でも，秘匿した 1 又は 2 の事業所に関する前後の関係から数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

(2) 規模階級について

従業者規模

従業者規模「 2 人以下」には，従業者数が合計 0 人の事業所（派遣社員のみで営業している事業所）も含まれる。

売場面積規模（小売業のみ）

売場面積を調査していない牛乳小売業，自動車小売業，中古自動車小売業，建具小売業，畳小売業，ガソリンスタンド，新聞小売業及び訪問販売等により売場面積を有していない事業所については，「不詳」としている。

(3) 販売効率について

1 事業所当たりの年間商品販売額

年間商品販売額の無い事業所（代理商・仲立業の一部）を除いて計算している。

従業者 1 人当たりの年間商品販売額

従業者のいない事業所（臨時雇用者や出向・派遣受入者のみで営業）及び，年間商品販売額の無い事業所（代理商，仲立業の一部）を除いて計算している。

売場面積 1 m²当たりの年間商品販売額について（小売業のみ）

売場面積を調査していない卸売業は掲載していない。

なお，小売業ではあっても売場面積を調査していない牛乳小売業，自動車小売

業，中古自動車小売業，建具小売業，畳小売業，ガソリンスタンド，新聞小売業及び訪問販売等により売場面積を有していない事業所については，年間商品販売額を除いて計算している。

- (4) 構成比については，単位未満を四捨五入したため総数と内訳の計が一致しないことがある。

6 その他

- (1) この調査結果報告書の数値は，県が独自に集計したもので，経済産業省が公表する数値と相違することがある。